

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年6月3日 提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部を次のように改正する。

別表中「

霧島市隼人町真孝1405番地1	木造平家建	3	昭和30
-----------------	-------	---	------

」を

「

霧島市隼人町真孝1405番地1	木造平家建	2	昭和30
-----------------	-------	---	------

」に、

「

霧島市隼人町内1215番地1	簡易耐火構造平屋建	16	昭和48
霧島市隼人町内1215番地1	中層耐火構造4階建	32	平成23

」を

「

霧島市隼人町内1215番地1	中層耐火構造4階建	32	平成23
霧島市隼人町内1215番地1	中層耐火構造4階建	16	平成25

」に改める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

（提案理由）

8月末に建替工事が完了予定である木之房団地を市営住宅として設置および管理するとともに、老朽化した木之房団地及び西馬場上住宅を廃止するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。